

# 後退用地無償使用承諾書関係フロー

建築確認申請を提出する際の手順	備 考
<pre> graph TD     A[建築等の新築・増築などの計画] --&gt; B[建物敷地の調査 (建物が建てられる土地かどうか)]     B --&gt; C[建物敷地が接する道路調査]     C --&gt; D{法42-2道路}     D -- 法42-2道路ではない --&gt; E[対象外]     D -- 法42-2道路 --&gt; F{道路との境界が明確}     D -- 法42-2道路 --&gt; G{道路との境界が不明確}     G --&gt; H[道路境界の確認]     F --&gt; I{道路幅員 4m未満}     F --&gt; J{道路幅員 4m以上}     G --&gt; H     H --&gt; I     H --&gt; J     I --&gt; K[道路後退用地無償使用承諾書の提出 電柱有り→電柱移設同意書等の提出]     J --&gt; K     K --&gt; L[道路後退杭設置]     L --&gt; M[建築確認申請書の提出・確認済証の交付]     M --&gt; N[建築工事完了]     N --&gt; O[現況確認]     O --&gt; P[道路後退用地の非課税手続き(市) 1/1現在で賦課・次年度から非課税]                     </pre>	<p>・建築課建築指導係 Tel:0282-21-2441</p> <p>・都市計画課開発指導係 Tel:0282-21-2444</p> <p>・建築課建築指導係 Tel:0282-21-2441</p> <p>※無償使用承諾書の提出にあたっては、境界協定までは求めません</p> <p>・土木管理課 Tel:0282-21-2405</p> <p>・栃木土木事務所管理課 Tel:0282-23-3435</p> <p>※正本1部、副本(写し)2部提出</p> <p>杭は建築課で無償で支給します (支給の杭以外の杭でも可)</p> <p>※杭設置に支障がある場合は確認申請書提出時までには設置すること(写真提出)</p> <p>※確認申請提出までに設置できない場合は完了検査までに設置すること (確認申請書に誓約書添付)</p> <p>後退用地の固定資産税・都市計画税については、毎年1月1日現在の土地状況で課税されますので、一般的には無償使用承諾書提出後の次の年度課税分から非課税扱いとされます。</p>

※ 道路境界が不明確で境界協定を行う場合は、境界確認申請書を提出してください。境界の位置等については、予め仮杭を打って関係者の同意(同意書)を得ておいてください。道路管理者が仮杭の位置を確認次第、申請者がコンクリート杭等を設置してください。

※ 詳しい事については、下記までお問い合わせください。

〒328-8686  
栃木市万町9-25  
栃木市建築課  
Tel:0282-21-2441(建築指導係)